

京都市告示第 282 号

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例第2条ただし書の規定に基づき、京都市嵯峨鳥居本町並み保存館の開館時間を次のとおり延長します。

平成17年7月25日

京都市長 榎本 頼兼

開館時間を延長する日時

平成17年8月23日（火）及び24日（水）の午後4時から午後9時まで

（都市計画局都市景観部都市景観課）